

令和 7 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	メタバースを活用したひきこもり居場所支援の利用状況について
所管部課	福祉部 福祉まると相談課
内容	<p>「セーフティネットあだち（区のひきこもり相談窓口）」における、対面（リアル）以外の新たな居場所支援として、「メタバースを活用した居場所」を開始したため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 メタバースとは</p> <p>(1) インターネット上に構築された三次元の仮想空間 (2) 自身の代わりとなるアバターを操作して他者と交流</p> <p>2 主なターゲット</p> <p>(1) ひきこもり本人（世代は問わない） →特に若い世代が参加につながりやすくなる狙い (2) 対面（リアル）では抵抗があるが、他者とのつながりを持ちたい方 (3) 家族（親やきょうだい）や支援に関わる方も参加可能</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【参考】令和 6 年度居場所支援の実績</p> <p>① 居場所登録者数：24人 ② 居場所延べ利用件数：528件（1日平均約2.2人） ③ 居場所利用の7割が20代、30代 ④ 居場所利用の7割が男性 ⑤ 新規利用登録者のうち約8割が20代、30代</p> </div> <p>3 目的・メリット</p> <p>(1) 外出せず気軽に他者や社会との「つながり」や「きっかけ」作り (2) 肩書きや経歴を気にせず参加可能（アバターを介して交流） (3) メタバースをきっかけとしてリアル（対面）での関わりにつなげる。</p> <p>4 運用開始日 令和 7 年 7 月 1 5 日（火）開始</p> <p>5 周知方法</p> <p>(1) 区ホームページ、SNS (2) セーフティネットあだちホームページ (3) ひきこもり相談に来られた本人や家族への個別案内 (4) 足立ひきこもり家族会での個別案内</p>

6 運用スキーム（画面イメージは別紙参照）

管理・運用は、セーフティネットあだちの運営受託事業者が行う。

項目	詳細
① 開催日	月 2 回開催（第 1、第 3 火曜日）
② 開催日時	午後 1 時～午後 4 時の 3 時間
③ 利用可能人数	最大 1 2 名、同時間帯で 6 名まで利用可能
④ 参加要件	特になし（インターネット環境があれば可能）
⑤ 参加費	無料
⑥ 参加手続き	入室に際し事前登録が必要
⑦ 入退室	途中参加、途中退室可能
⑧ 配慮	匿名、顔を出さない、声も出さない全て可

7 利用状況

- (1) 事前登録者数（1 1 月末時点）
2 1 名（ひきこもり本人 1 1 名、家族 5 名、その他 5 名）
- (2) 延べ利用・参加者数
1 6 名（ひきこもり本人 1 3 名、家族 3 名）
- (3) 利用者の様子・感想

利用者の様子 （事業者所感）	① 長い時間（1 時間以上）利用する方が多い。 ② チャットだけでも可のため、対面では来ないであろう方が参加できていると感じる。 ③ メタバースから対面につながった方もいれば、対面からメタバースへつながるケースも有り ④ 関係機関からの問合せも増え、居場所への関心の高さも感じる。 → 特に 9/10 号のあだち広報への掲載時は問い合わせも増
利用者の感想	【本人】 ① クイズもゲームも楽しかった。 ② チャットのみでも色々お話できました、ありがとうございました。 ③ はじめは操作できるか不安だったが、実際に参加すると簡単でスムーズに操作できた。 【家族】 ④ 話を聞いてもらえてよかった。

8 今後の方針

- (1) 対面での支援と併用しながら、ひきこもり本人にとって安心して過ごせる・話せる居場所を提供し、居場所登録者の増につなげていく。
- (2) ご利用された方の意見を伺いながら、利用者同士の会話や交流が進むようなイベントやワークショップも企画していく。

メタバース居場所のイメージ

1 実際の画面イメージ



2 使用ソフト

既製のバーチャルオフィスツールを使用

※ 声を出さないチャット機能、様子を見るだけの参加機能もあり

3 安全・安心対策

- (1) セーフティネットあだちの運営スタッフ3名がメタバース上に常駐
- (2) メタバース上のスタッフが参加者への声かけ
- (3) 参加者の交流の様子をスタッフが随時見回り確認

4 その他

- (1) 個別スペース：クローズドな空間で相談やお話が可能
- (2) 交流スペース：スタッフの声かけでゲームや居合わせた方との交流が可能

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

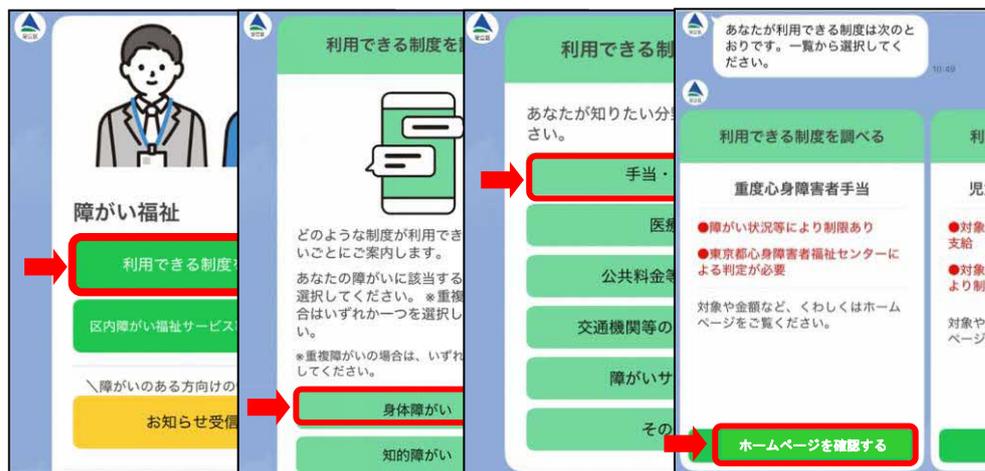
<審議事項・**報告事項**・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>足立区LINE公式アカウントを活用した障がい者支援機能の運用開始について</p>
<p>所管部課</p>	<p>福祉部 障がい福祉課、福祉部 障がい援護課 衛生部 足立保健所 中央本町地域・保健総合支援課</p>
<p>内容</p>	<p>令和6年第2回定例会において、障がいのある方が障がい福祉に関する情報を見つけにくい現状があるとの意見があった。 この課題を解消する方策として足立区LINE公式アカウントを活用し、障がい福祉情報を検索できる機能等を構築し、以下のとおり運用を開始した。</p> <p>1 運用開始時期 令和7年10月31日</p> <p>2 足立区LINE公式アカウント上の障がい者支援機能のイメージ</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin: 0 20px; text-align: center;"> <p>展開</p>  </div>  </div> <p>3 障がい者支援機能の概要</p> <p>(1) 障がい福祉情報の検索機能 チャットボット機能を活用し、障がい種別、知りたい分野を選択することで該当サービスの区ホームページを案内する。</p> <p>(2) 障がい福祉サービス事業所検索機能 ア 位置情報機能を活用し、近隣の事業所を表示 イ 事業所のホームページとリンクし、事業所情報の詳細を確認</p> <p>(3) お知らせ配信機能 足立区LINE公式アカウントの障がい者支援機能に障害者手帳の情報や生まれ年月を登録することで、関連する情報を受信できる。</p>

※ お知らせの例

ADACHI 障がい者アート展や障がい者施設地域交流展示会の開催情報、障害福祉サービス等受給者証の更新案内、心身障害者(児)医療費助成受給者証の送付案内

4 障がい福祉情報の検索機能のイメージ



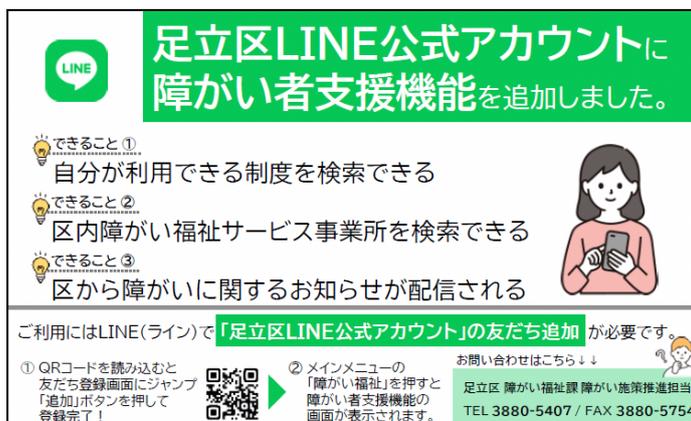
5 開発経費

なし

6 周知方法

- ① 区公式SNS、区HPの掲載
- ② あだち広報（11月10日号）
- ③ 周知カード配付

7 周知カードのイメージ



※ 大きさは名刺サイズ

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「(仮称) 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」のパブリックコメントの実施結果について
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	<p>足立区において地域共生社会を目指し、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための条例制定にあたり、区民等から広く意見を聴取するためパブリックコメントを実施した。ついては、実施結果及び寄せられた意見に対する区の考え方について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 条例案 別紙1「(仮称) 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」参照</p> <p>2 パブリックコメントの実施結果 (1) 令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで (2) 意見提出件数 3件(3人) ※ 意見受付フォーム 2件(2名)、窓口受付 1件(1名) (3) パブリックコメント実施の周知方法 ア あだち広報(8月25日号) イ Aメール、X(旧Twitter)、Facebook ウ 区ホームページ エ 令和7年度第1回足立区地域保健福祉推進協議会への報告 オ 足立区地域包括ケア推進会議認知症部会委員への個別周知 カ 地域包括支援センター長への個別通知 キ 地域包括支援センター連絡会での周知 ク 高齢者虐待防止ネットワーク連絡会での周知</p> <p>3 提出された意見の概要及び区の考え方 別紙2のとおり</p> <p>4 提出された意見の全文 別紙3のとおり</p> <p>5 今後の方針 (1) 第2回介護・障がい部会で「パブリックコメント実施結果及び意見に対する区の考え方」を報告し、頂いた意見に基づき条例文案を一部修正する。 (2) 令和8年第1回定例会へ条例制定の議案を提出する。</p>

(仮称) 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例 (案)

足立区は、認知症や認知症である者（以下「認知症の人」という。）を正しく理解し、認知症とともに区民がいつまでも安心して暮らせるまちを目指し、認知症に関する様々な施策（以下「認知症施策」という。）を展開してきました。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）の制定を踏まえ、足立区では認知症施策をさらに推進し、認知症の有無に関わらず、区民一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重し、支え合うことで、認知症になっても「やりたいこと」を諦めずに挑戦する意欲を持つことができるまち、そしてその家族等も安心して住み続けられるまちの実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）の責務を明らかにするとともに、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた区民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第2条の状態を定める政令（令和5年政令第367号）で定める状態をいう。
- (2) 家族等 家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (3) 区民 区内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 区内において、事業活動を行う者又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 区、区民及び事業者は、次に掲げる基本理念に基づき、認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組を行うものとする。

- (1) 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、その意思が尊重され、日常生活及び社会生活の中で意見を表明するとともに、社会に参加する機会を確保することで、住み慣れた区に自分らしく暮らすことができること。
- (2) 区民及び事業者が、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることで、認知症の人及びその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができること。
- (3) 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができること。
- (4) 認知症の人の考えを十分に尊重しながら、良質かつ適切な医療・福祉サービスを途切れることなく受けられるよう必要な体制を整えること。
- (5) 教育、雇用、保健、医療、福祉、地域づくりその他の各関連分野における総合的な取組として行われること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、区民及び事業者と行政各部所管が横断的に連携し、及び協働しながら、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、継続的かつ発展的に推進しなければならない。

- (1) 区民及び事業者に対し、認知症や認知症の人に関する学びの機会を積極的に提供し、地域全体で認知症の人への理解を深めるための施策
- (2) 認知症の人及びその家族等の意思決定に係る支援及び権利利益の保護のための施策
- (3) 認知症の人及びその家族等に対する支援に係る人材の育成及び資質の向上を図るための施策
- (4) 認知症の人及びその家族等を地域の連携及び協働によって支え合い、認知症の人の社会参加につながるための取組及び環境整備に関する施策
- (5) 認知症の人が地域の一員として、自らの経験や知見を活かし、社会に貢献する機会を確保するための施策
- (6) 認知症の人及びその家族等に対する支援に必要な情報の収集、整理、分析及び提供
- (7) 認知症の予防に関する啓発及び知識の普及並びに認知症の取組に関する活動の支援
- (8) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人及びその家族等が地域で安心して暮らすために必要な施策

(区民の役割)

第5条 区民は、誰もが認知症になる可能性があるものとして認識し、認知症の人及びその家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識を持ち、その理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、認知症に関する理解を深めるとともに、認知症の人に対し、その状況に応じて必要かつ合理的な配慮を行うよう努めるものとする。

2 区内において保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、認知症の人が必要なサービスを選択することができるよう配慮し、及び情報を提供するとともに、良質かつ適切な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

「(仮称)足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」に対する区民等の意見の概要と区の方針(案)

No	意見の概要	区の方針
1	<p>軽度認知障害(MCI)の段階から支えられる仕組みづくりだけでなく支援する人材のあり方も大切と考える。</p>	<p>「人材の育成」については、第4条(3)に記載しておりますが、軽度認知障害の人を支える仕組みづくりにも、支援に関わる人材を育てることは欠かせないと考えております。まずは「認知症サポーター(※)養成講座」などにおいて軽度認知障害について触れるなど、多くの人に知っていただけるよう啓発に努めながら、軽度認知障害の人を支える仕組みづくり、地域づくりを進めてまいります。</p> <p>※ 認知症についての正しい知識を持ち、認知症のご本人や家族を温かく見守る応援者</p>
2	<p>(1) 認知症当事者と接する場がより一層あると良い。</p> <p>(2) 認知症以外にも様々な障がい等を持つ方の声を聞く場が必要と考える。</p>	<p>(1) 現在区では、「認知症カフェ」(※)を地域包括支援センターなど、区内36箇所で開催し、認知症の人と地域の人とが交流する場を設けております。今後は、認知症カフェをより多くの方に知っていただけるよう周知に努めるとともに、第4条(4)に記載のとおり、地域の連携および協働により支え合い、社会参加につながる取組をさらに進めてまいります。</p> <p>※ 認知症の人と家族同士が交流したり、地域の人や専門家等と相互に情報共有をする場</p> <p>(2) 認知症以外の様々な障がいのある方の声を聴き、施策に反映していくことも重要であると認識しております。現在も各障がい者団体の皆様との団体要望を通じた意見交換や、地域自立支援協議会での各部会、各相談業務を通してご意見をお伺いし、施策への反映に努めております。今後も障がいのある方のご意見を幅広く伺ってまいります。</p>

No	意見の概要	区の方考え方
3	<p>(1) 古い認知症観^{※1}を捨て、新しい視点^{※2}に基づいた意識変革を行うべきである。</p> <p>※1 認知症になったら「何もできなくなる」「何もわからなくなる」という考え方。</p> <p>※2 認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。</p> <p>(2) 行動心理症状 (BPSD) を「言葉にならない SOS」として捉え、科学的根拠に基づいたケアで対応すべきである。</p> <p>(3) 認知症基本法の理想と現状の制度・社会のあり方には隔たりがあり、社会全体で変革が必要である。</p>	<p>(1) 第3条(2)「認知症に対する正しい知識と理解を深める」という基本理念に基づき、認知症になったら「何もできなくなる」「何もわからなくなる」という「古い認知症観」に代わる「新しい認知症観」の周知を図る施策を構築してまいります。</p> <p>(2) 第3条(4)「良質かつ適切な医療サービスの提供」に対する具体的な施策として、行動心理症状 (BPSD) に働きかける「認知症ケアプログラム事業」(※)を推進してまいります。</p> <p>※ 認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD(徘徊・興奮・暴力、幻覚・妄想など認知症の人の「問題」と受けとられやすい行動)の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするプログラム。</p> <p>(3) 認知症基本法の理念を実現するためには、社会全体での変革が必要と認識しております。区としては第3条(5)「教育・雇用・保健・医療・福祉・地域づくりその他の各関連分野における総合的な取組」を進めるために庁内横断的に具体的な施策を構築し、認知症基本法に掲げる理念の普及や社会全体で認知症や認知症の人の正しい理解の促進に努めてまいります。</p>

「(仮称) 足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例(案)」に対する区民等の意見(全文)

No	いただいた意見
1	<p>認知症高齢者の日常生活自立度が高い方のケアには、本人の負担だけでなく、支える家族や周囲の環境に関わる多くの悩みや課題が複雑に絡み合っています。</p> <p>一方で、軽度認知障害(MCI)の高齢者の場合は、日常生活の基本的な自立が保たれていることが多く、認知症の進行期ほど課題が入り組んでいない可能性があります。</p> <p>そのため、MCIの段階から支えられる仕組みを、官民が連携して整えていくことが重要だと考えます。</p> <p>例えば「注文をまちがえる料理店」などやりがいを持って作業できる場のような、MCIの方が安心して参加・就労できる場所の整備などです。</p> <p>さらに、仕組みづくりだけでなく、支援する人材のあり方も大切です。</p> <p>それは、認知症ケアの専門的スキルではなく、最後まで優しく見守れる寛容さや、本人の尊厳を尊重する姿勢を持った支援者が求められるでしょう。</p>
2	<p>私は地域活動(町会等)に参加していないので、認知症の方との接点はありません。ただ近くに高齢者施設(綾瀬コミュニティーパーク)と言う施設があり、イベントに参加したことは有ります。都の施策施設と聞いています。</p> <p>活動内容はインスタグラム等で公開されています。認知症関連の施設とも聞いています。</p> <p>認知症当事者と触れ合う事がもっと出来る場があると良いでしょう。</p> <p>私は肢体不自由者で現在は要介護2です。訪問看護とヘルパーを利用して一人暮らしです。家族はいません。</p> <p>様々なハンディを持つ方は沢山います。当事者の声を聞く場が必要と思います。</p>

No	いただいた意見
3	<p>共生社会の実現を目的に、令和6年1月1日「認知症基本法」が施行されました。その内容に沿って考えたとき、その理想を実現するには、多くの課題を解消する必要があると感じています。</p> <p>日本は、世界一認知症の人を精神科へ入院させる国だということを、聞いたことがあります。</p> <p>精神科の強制入院は他の国にもあるようですが、日本の制度は極めて”ゆるい”ということです。日本では医療保護入院（本人の同意を得ることなく入院させる制度）を検討する際に、家族の同意が得られれば入院が可能になります。</p> <p>しかし、世界的に見ると家族は利害関係者に当たるため、入院を決定する関係者には含まれないということです。ここで気になるのは、本人の意向を汲み取らない制度が、私たちの身の周りに存在していることです。認知症基本法にある「認知症の人の基本的人権を守り、自身の意思で生活を営むことができるようにする。」という内容と隔たりを感じる制度が、私たちの国には存在しているのです。</p> <p>この制度がある限り、「認知症の人の基本的人権を守り、自身の意思で生活を営むことができるようにする。」ことができないのではないかと疑問を抱いてしまいます。</p> <p>私たちの、認知症に関する知識や、認知症の人に関する理解は、古い認知症観のままで、未だにアップデートがされていないように思います。認知症に対する研究は、科学的根拠に沿って刷新されていますが、社会的にその刷新が進まず古いままの認知症観が蔓延っています。古い認知症観から生まれているのが、認知症に対する偏見です。</p> <p>認知症に対する偏見はどこから生まれているのでしょうか？</p> <p>それは、私たち専門職の足元から出ているように思います。</p> <p>認知症が疑われるとき、何のために受診するのでしょうか？今の主流となる考え方は、認知症の診断を受けるための手段としか言いようがありません。</p> <p>要するに、認知症の疑いから確信へとシフトチェンジするための受診が、行われているように思われます。認知症の確信が得られることで、家族や支援者が認知症の人から自由を制限できる建前を得るために受診をしているのではないのでしょうか？認知症を認めない本人に、認知症の診断が下されることで「ねっ！やっぱり認知症だったでしょ。お父さんは認知症なんだから～は止めてね！」という言葉かけをしやすい環境づくりのために受診が行われていると感じてしまいます。認知症と診断されると、認知症の人から多くのモノを奪える環境が整うのです。すなわち、認知症になると「何もかもできなくなる」という認識が社会に根付いているために、認知症の人から自由を制限する条件を整えて、認知症の人から自由を奪う環境を作っているように思えます。</p> <p>家族や支援者の根底には、何かあったら大変なことになる…という優しさが前提になる行動なのだと思いますが、認知症の人にとつ</p>

ては寂しさを感じさせる支援になっているのではないのでしょうか…。

ここで考え直したいのは、認知症の疑いがある人を受診へ促す意味です。認知症の疑いがあるときに受診をする本来の意味は、治せる認知症かどうかを見極めることなのです。

せん妄・正常圧水頭症・甲状腺機能低下症・高齢てんかん・電解質異常などの病気がないかを明らかにしたいのです。これらの病気は治せるものなので、早期に受診して生活の障害を改善することができるのです。

私たちは高齢者が今までと違う状態になったとき、認知症になったと短絡的に考える傾向にあります（これも偏見の一つであります…）。

認知症には、治せる認知症がある事実を知っていれば、受診への敷居が低くなるように思うのは私だけでしょうか？認知症に対する正しい知識があれば、適切な医療に結びつけることにつながるはずです。

家族に「認知症なんだから、早く病院に行きましょう。」と言われるより「認知症には治るものもあるみたいだから、早く先生に診てもらいましょう。」と言った方が、当事者も行動に移しやすいように思います。

認知症とは何なのでしょう？アルツハイマー型認知症やレビー小体型認知症などの病名を認知症と言うのでしょうか？社会的には病名が優先されているように思います。認知症とは「認知機能障害があることで、社会生活に支障をきたすような状態像」だと私は教わりました。要するに、認知症とは病名ではなく「状態像」を指しているのです。

すなわち、認知症＝アルツハイマー型認知症ではないということです。

認知症と診断される人の60～70%がアルツハイマー型認知症と診断されるようなので、そのような間違いが生まれるのは仕方ないことですが、アルツハイマー型認知症などの病名は、脳の神経細胞が減ってしまう理由で分類されているにすぎません。

私がここでお伝えしたいことは、認知症の人は、脳の神経細胞が減ってしまったために、認知機能の低下が起きている状態です。そして、認知機能の低下があることで、今までできていたことができなくなってしまう状態なのです。しかし、苦手になることがあっても、できることは存在しています。

認知症とは「生活に支障をきたす状態像」です。何が苦手になっているのかに焦点をあてれば、認知症の人の苦手になっている認知機能を補って、生活の障害を支援することができるのです。

今の世の中は、人のできないことに焦点を当てすぎています。

今の世の中は、息苦しい世の中なのです。できないことに焦点を当て、ネガティブなエネルギーで人を追い込んでいくのです。

認知症の人にとって、とても生きづらい環境ではないのでしょうか？実は、認知症の人でもできることが残されています。私たちはその部分に焦点を当てたいのです。

そうすることで、ポジティブなエネルギーで認知症の人を支えることができるのです。人は、肯定的な環境にいると安心に包まれる

のです。

認知症が急に悪くなりました！こんな報告がたまに上がってきます。認知症の人を支援するうえでこれが一番の曲者です。一昔前には問題行動と言われてきた状態です。

不可解な行動としての認識が強く、この行動が出てくると周囲の反応が変わります。

認知症基本法では「共生社会の実現」を謳っていますが、この不可解な行動が出てくると「そろそろ在宅生活は難しいよね？」という流れが生まれてきます。

この不可解な行動のことを行動心理症状と言います。この行動心理症状が出てくると、認知症の人との共生が難しくなってくるのです。

私たちは、行動心理症状を「不可解な行動」「意味のない行動」として位置付けてきました。しかし、そのような考え方は間違っています。

なぜならば、行動心理症状には意味があることがわかってきたからです。行動心理症状は認知症の人の「言葉にならない SOS」だと言われています。

ようするに、何らかのストレスを感じている状態にありながら、認知機能が低下しているために、その苦痛を正しく表現できないということです。

私たちは、これまでこの行動心理症状が出現すると「認知症だから仕方ない」と対応してきました。

興奮状態にあれば抗精神病薬で症状を抑制したり、興奮症状が原因で在宅生活が困難と判断されれば、施設入所や入院をさせたりしてきました。認知症の人は何もわからなくなってしまうという認識があることで、行動心理症状が出ると手当のしようがないという結論になり、投薬や居所移動に頼ってきたのです。

ではどのように対応すればいいのでしょうか？大切なのは、行動心理症状を引き起こす背景要因をアセスメントすることだと言われています。先ほどの興奮症状を例に考えてみたいと思います。興奮症状がどのような場面で出現するのか？を考えていきます。人との関わりなのか？座った状態が長いときに起きるのか？入浴を促したときなのか？など、興奮症状が出やすい場面を思い返すのです。

例えば、人との関わりであれば、接し方に問題はないか？を考えます。座った状態が長くなると興奮すると思われれば、体に痛みがないか？と考えます。入浴を促したときに興奮すると思われれば、入浴を促すときの方法に問題はないか？もしくは、痒みなどがないか？などを検討します。

入浴と痒みの接点は考えにくいかもしれませんが、実は無関係でもないのです。なぜならば、浴後に陰部の拭き取りが悪い状態で下着を身に着けると、陰部の湿潤が原因となり皮膚トラブルが生じることがあります。

浴後に痒みが出ることを嫌って、入浴を拒むことも考えられるからです。

ここでは、行動心理症状には意味があることをお伝えしました。私たち専門職の多くが、実はまだこの事実気づけていません。高齢者が不可解な行動を起こしたり、不可解な言動を発したりすると認知症だからと言って、ケアでの対応を諦めてしまうことがほとんどです。行動心理症状が出てくると、お手上げの状態になり「そろそろ在宅生活は困難です。」となるのは、行動心理症状に意味があることを認識できていない人が多いからなのです。

そして、行動心理症状をケアの視点で改善するための手段を持ち合わせていないことも、大きな要因だったと考えられます。

認知症の人が住み慣れた街から離れることになる要因の一つに、行動心理症状の出現が挙げられます。私たちが、行動心理症状をケアの視点で改善する手段を持ち合わせることができれば、認知症の人が望まない環境を回避することができるかもしれません。

足立区では認知症ケアプログラムの推進事業を、約10年前から積極的に取り組んでいます。この認知症ケアプログラムこそが、認知症の人の行動心理症状を、ケアの視点で解決するための手段なのです。

この認知症ケアプログラムは、東京都と東京都医学総合研究所がスウェーデンのBPSDケアプログラムを参考に開発をしたものです。ここでは、この認知症ケアプログラムについて少しお話させていただきます。

認知症ケアプログラムでは、行動心理症状は認知症の人の言葉にならないSOSであるという考えをもとに、行動心理症状の背景要因を探り、言葉にできない苦痛を導き出す手段として活用できるものなのです。今までの認知症介護は感覚的に行われてきましたが、認知症ケアプログラムを活用することで、科学的根拠に基づいたケアを行うことができます。

私は、この認知症ケアプログラムのインストラクターとして、足立区で活動させていただいています。このプログラムに出会ってから、行動心理症状への考え方が大きく変わりました。何よりも、行動心理症状を「不可解な行動」として捉えることがなくなりました。

私は、行動心理症状を目の当たりにしたとき、その人は何らかの苦痛を感じていると思うようになりました。認知症の人の理解し難いと感じる行動の裏側には、必ず何らかの苦痛があるのです。

その認識があることで、認知症という状態にある人と関わるのではなく、一人の人として向き合うことができるようになったと思います。

行動心理症状への向き合い方が変わるだけで、認知症の人との関わりも変わります。認知症だからと一言で片づけないで、何に苦痛を感じているのか？その視点を持つことが重要になります。

世界的には、行動心理症状について非薬物療法を優先することがスタンダードになっています。ケアの部分で対応が難しければ、薬を使うこともあるようですが、それも限定的だと聞いたことがあります。認知症ケアプログラムのような、ケアの視点で行動心理症状の軽減を図る社会が広まれば、行動心理症状への関わり方も変わってくるのではないのでしょうか。

実は、私たちが暮らしにくいと感じる生活環境は、認知症の人にとっても暮らしにくい環境です。私たちの暮らしにくさと、認知症の人が感じる暮らしにくさは地続きなのです。また、私たちの暮らしやすさが、認知症の人にとって暮らしにくさになっていることも

あります。今、認知症の人が暮らしにくいと感じていることは、将来の私たちの暮らしにくさに直結していることを忘れてはいけません。だからこそ、今の私たちが変えていかなければならないのです。

認知症の人には悪気はないのです。初めのうちは、周囲の人もそれを理解してくれていますが、何度も続くと許容範囲を超えてしまうのです。認知症の人が間違いなく生活できる社会の構築も、これから必要になるのだと感じました。

共生社会の実現、これを実現するには、私たちは多くの意識変化を行わなければいけません。まずは、認知症に対する偏見を取り払うことが優先されると思います。認知症の人は何もできなくなる。その考え方を拭きたいところです。

私たちの、認知症に関する知識や、認知症の人に関する理解は、まだまだ不足していると思います。専門職の仲間でも認知症に対する知識のアップデートができていない状況です。間違った情報や偏見に包まれているように感じます。

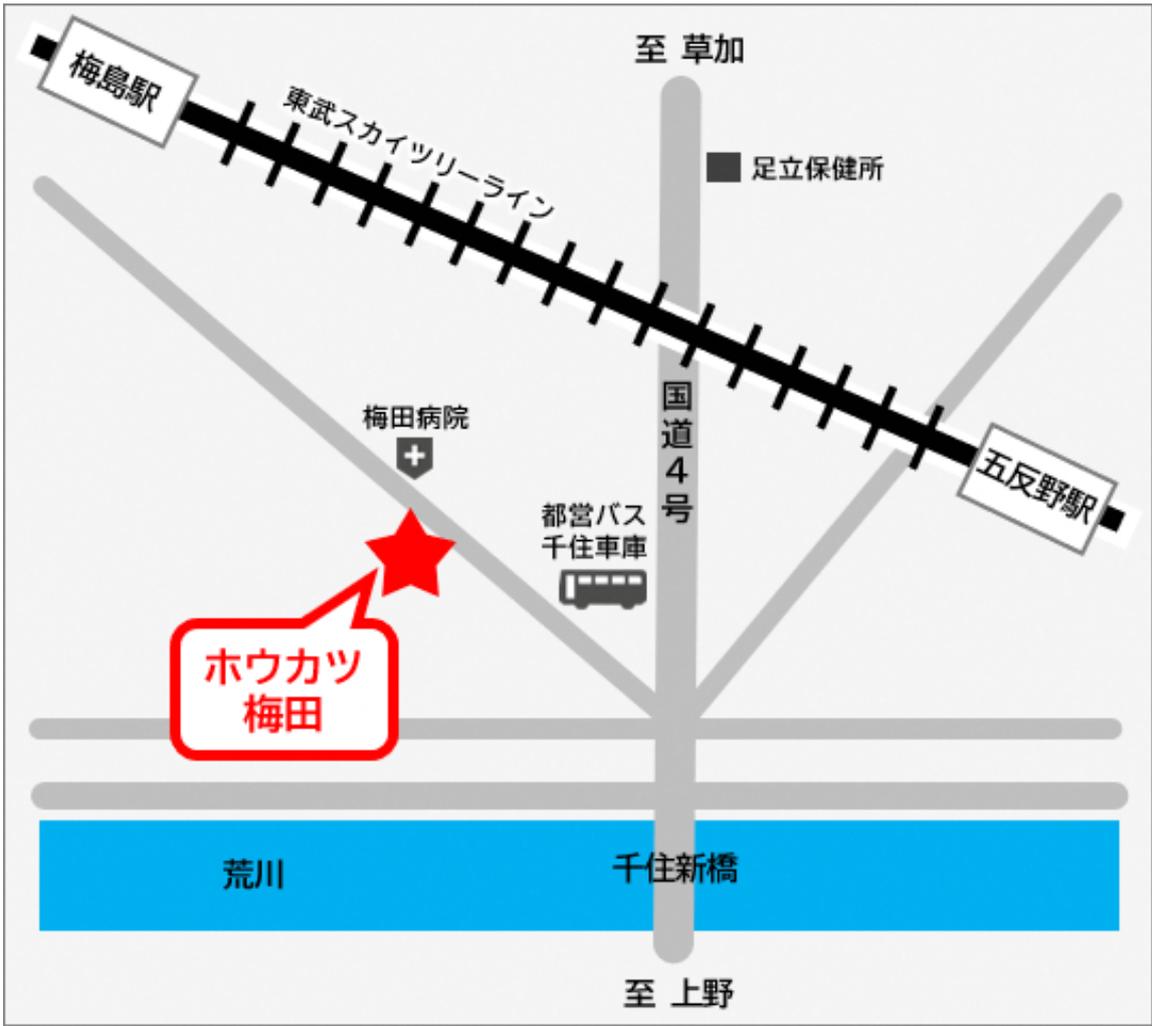
認知症になっても、住み慣れた街で暮らすことができる。このビジョンに沿って自分たちに何ができるのか？行政ばかりに頼るのではなく、当事者・区民・事業者も参画して考えていく時代だと思います。それぞれの思いが一つになれば、国や自治体が掲げるビジョンに近づくはずです。それを目指して、これからも新しい認知症観について、発信していければと思います。

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	地域包括支援センター関原の移転および名称変更について																
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																
内容	<p>「地域包括支援センター（以下「ホウカツ」という）関原」の所在地および名称を変更する。</p> <p>1 移転・名称変更日 令和8年3月22日（移転後の業務開始日：3月23日）</p> <p>2 ホウカツ関原の現所在地での課題 (1) ホウカツ関原の現所在地が、担当地域（梅田二丁目から八丁目）外である。 (2) 現施設は、築58年を経過しており、各設備の故障や雨漏りが発生するなど老朽化が著しい。</p> <p>3 移転場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現状</th> <th>移転先（予定）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>ホウカツ関原</td> <td>ホウカツ梅田</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>関原二丁目10番10号</td> <td>梅田二丁目15番12号(※)</td> </tr> <tr> <td>広さ</td> <td>70.60 m²</td> <td>約105 m² (32 坪)</td> </tr> <tr> <td>築年数</td> <td>築58年</td> <td>築40年</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 別紙地図参照</p> <p>4 ホウカツ名称を変更する理由 「ホウカツ関原」は担当地域外（関原二丁目）に設置していたため、現在の名称を使用していたが、担当地域内である梅田二丁目への所在地移転に伴い、名称変更が必要となったため。 なお、足立区関原を管轄するホウカツは、「ホウカツ本木関原」であり、担当地域の変更は生じない。</p> <p>5 運営受託法人 社会福祉法人 足立区社会福祉協議会</p> <p>6 今後の方針 所在地や名称の変更について、あだち広報、ホームページによる情報発信や、担当地域内の町会・自治会への丁寧な説明に加え、回覧板、掲示板の活用等により、区民への周知徹底を図ることで、支障が出ないように移行を進めていく。</p>			現状	移転先（予定）	名称	ホウカツ関原	ホウカツ梅田	所在地	関原二丁目10番10号	梅田二丁目15番12号(※)	広さ	70.60 m ²	約105 m ² (32 坪)	築年数	築58年	築40年
	現状	移転先（予定）															
名称	ホウカツ関原	ホウカツ梅田															
所在地	関原二丁目10番10号	梅田二丁目15番12号(※)															
広さ	70.60 m ²	約105 m ² (32 坪)															
築年数	築58年	築40年															



新住所予定地：足立区梅田二丁目15番12号

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	「子育て家庭訪問事業」及び「子育て支援アプリ」の実施について	
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課	
内容	1 子育て家庭訪問事業 (1) 子育て家庭の孤独・孤立を防止するため、生後5か月から1歳4か月の全世帯(約4,000世帯)を訪問し、子育ての悩みなどを継続的に相談できる仕組みを構築する。なお、委託業者が提供する訪問事業システムを利用する。 (2) 内容 ① 子育て相談やよろずごとの傾聴(区直営・委託業者) ② 月齢に応じた育児情報の提供(区直営・委託業者) ③ 絵本等の配付と読み語り支援(区直営・委託業者) ④ 専門機関へのつなぎ(区直営) (3) 事業の流れ(別紙「子育て家庭訪問事業 事業フロー図」参照)	
	No.	項目
	1	事業案内通知 (委託業者 ⇒区民)
	2	マイページ登録 (区民) ※ 初回のみ
	3	訪問予約 (区民)
4	家庭訪問 (区直営・委託業者)	
	内容	
		対象世帯に郵送(初回、約4,000世帯) ※ 案内通知に、シリアルコード、認証パスワード及び訪問サイトのQRコードを掲載 ※ 2回目以降は毎月新規対象者に郵送
		① 訪問予約サイトにアクセスし、シリアルコード、認証パスワード、メールアドレスを入力し認証 ② 利用登録画面で氏名、居住エリア、子どもの生年月日、ログインパスワードを入力しマイページ登録
		訪問希望日時を選択し、予約申請 ※ 予約申請がない世帯へは、ハガキ及び訪問による事業勧奨を複数回実施
		区職員と委託業者が担当エリアを訪問 【1回目】 子育て相談や配付絵本の概要、受け取り方法を説明 【2～10回目(最大)】 子育て相談に加え、配付絵本の読み語り方法の助言や実演 ※ 訪問日の前日に、予約忘れ防止のために、リマインドメールを送信 ※ 訪問終了後、訪問事業システムに訪問結果を入力

5	絵本等配付 (委託業者 ⇒区民)	① 訪問終了後、絵本引換チケット（1冊分）を訪問予約サイト（マイページ）に付与 ② チケット受領後、希望絵本（最大10冊）を選択 ③ 保管倉庫（委託業者）から郵送 ※ 1週間程度で到着
6	訪問結果報告 (委託業者⇒区)	訪問記録を集約し、区に報告（月1回） ※ 緊急の場合は即時報告
7	関係機関連携 (区⇒機関)	訪問結果に応じて、区が関係機関と連携 ※ 担当エリアの家庭訪問は、継続実施

(4) 訪問件数（10月分）

1, 302件

(5) PR方法

ア 区ホームページ、あだち広報10月10日号への掲載

イ 区SNSや子育て支援アプリ、コドモンへの投稿

ウ 区立図書館（15館）で特設コーナーによるPR（10月）

エ 保健センターや子育てサロンなど関連施設へのチラシ配布

2 子育て支援アプリ

(1) 概要

ア 「あんしん子育てナビ」の予防接種記録や成長記録などの機能を「子育て支援アプリ」に統合し、プッシュ通知機能の提供や相談窓口、イベント情報など新たに掲載することで、子育て情報に気軽にアクセスしやすくする。

イ 民間事業者が提供する「子育て支援アプリ（パッケージ）」を導入して、子育て情報の提供を行う。

ウ 「あんしん子育てナビ」から「子育て支援アプリ」へのデータ移行は、令和7年10月1日から令和8年3月末まで可能

※ 「あんしん子育てナビ」は、令和8年3月末で運用終了

(2) 対象

妊娠期から就学前までの子育て世帯

(3) ダウンロード開始日

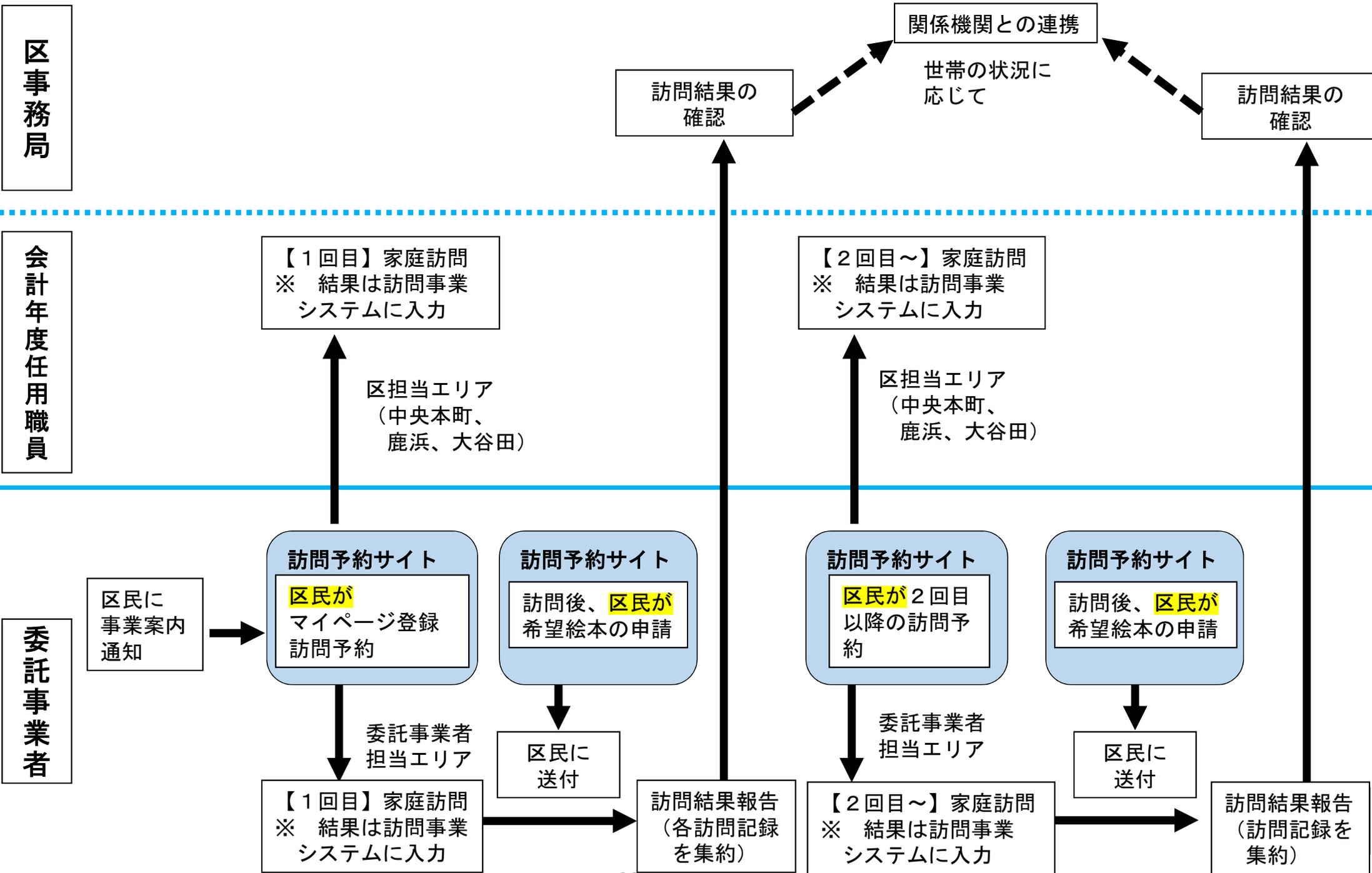
令和7年10月1日から

(4) 提供機能

No.	項目	内容
1	予防接種 スケジュール管理	接種日の記録機能や生年月日に応じた接種スケジュールの自動作成 ※ 複数の子どもを追加可能(上限なし)
2	健診・成長記録	健診記録や成長グラフ・写真を記録 ※ 複数の子どもを追加可能(上限なし)
3	【新規】子育てサービスやイベント情報	区の子育てサービスやイベント・おでかけ情報の掲載
4	【新規】各種情報のプッシュ通知	年齢やエリアなどの条件を設定し、対象に合わせた情報の発信
5	【新規】家族間での共有機能	記録した健診・成長記録を家族間で閲覧 ※ 共有人数に上限なし

	<p>(5) PR方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 区ホームページ、あだち広報10月10日号への掲載 イ 区SNSやコドモン、豆の木メールへの投稿 ウ 区立図書館(15館)で特設コーナーによるPR(10月) エ 保健センターや子育てサロンなど関連施設へのチラシ配布 <p>(6) 子育て家庭訪問事業との連携</p> <p>訪問予約につなげるために、アプリ内に専用ページを作成する(別紙「子育て支援アプリ トップ画面」参照)。</p> <p>(7) アプリのダウンロード数</p> <p>1,867件(10月末時点)</p>
--	--

子育て家庭訪問事業 事業フロー図



子育て支援アプリ トップ画面



アプリを開き、
画面を縦スクロール



「子育て家庭訪問事業」
専用ページを選択し、
区ホームページにアクセス



区ホームページから
専用サイトにアクセス

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	こども誰でも通園制度実施に向けた論点について																
所管部課	子ども家庭部 保育・入園課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課																
内容	<p>1 こども誰でも通園制度の概要</p> <p>「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において制度化され、令和8年度から全国の自治体で実施が決定した。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">国の考え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">背景</td> <td> ① 乳幼児期のこどもが人生最初の一步を健やかに踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していく必要がある。 ② 未就園児の子育て家庭には、育児の不安や悩みを抱えている保護者がおり、支援を強化する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td> ① 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備する。 ② 全ての子育て家庭に対し、保護者のライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する。 </td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間まで、就労要件を問わず保育所等を利用できる制度</td> </tr> </tbody> </table>		国の考え		背景	① 乳幼児期のこどもが人生最初の一步を健やかに踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していく必要がある。 ② 未就園児の子育て家庭には、育児の不安や悩みを抱えている保護者がおり、支援を強化する必要がある。	目的	① 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備する。 ② 全ての子育て家庭に対し、保護者のライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する。	内容	現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間まで、就労要件を問わず保育所等を利用できる制度							
	国の考え																
	背景	① 乳幼児期のこどもが人生最初の一步を健やかに踏み出せるよう、社会全体で支え、応援していく必要がある。 ② 未就園児の子育て家庭には、育児の不安や悩みを抱えている保護者がおり、支援を強化する必要がある。															
	目的	① 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備する。 ② 全ての子育て家庭に対し、保護者のライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する。															
	内容	現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間まで、就労要件を問わず保育所等を利用できる制度															
	<p>2 国の制度と足立区の実施における論点</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>国の想定</th> <th>論点及び検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象児童</td> <td>0歳6カ月～満3歳未満の未通園児</td> <td>対象年齢を国と同様にするのか。 ※ 未就学児全体では対象児童数 3,800 人のうち利用想定者は 1,800 人 (R6 実施のニーズ調査より)</td> </tr> <tr> <td>利用料</td> <td>1時間300円</td> <td>東京都事業の活用で無償化するかどうか。</td> </tr> <tr> <td>利用可能時間</td> <td>児童1人あたり月10時間まで</td> <td>① 国と同様の扱いとするのか。 ② 幼稚園の扱いをどうするのか。</td> </tr> <tr> <td>実施事業所</td> <td>本制度の認可を受けた事業所</td> <td> ① 認可外保育施設で実施するのか。 ② 事業者の募集方法はどうか。 【令和7年9月現在の想定】 区立保育園：15園程度 私立保育園：10園程度 ※ 令和7年7月意向調査実施 小規模保育：10施設程度 家庭的保育：15事業所程度 幼稚園：30園程度 ※ 現在のプレ保育を継続 認証保育所：未定 } (※ 令和7年9月以降に調査予定) 企業主導型：未定 </td> </tr> </tbody> </table>			国の想定	論点及び検討内容	対象児童	0歳6カ月～満3歳未満の未通園児	対象年齢を国と同様にするのか。 ※ 未就学児全体では対象児童数 3,800 人のうち利用想定者は 1,800 人 (R6 実施のニーズ調査より)	利用料	1時間300円	東京都事業の活用で無償化するかどうか。	利用可能時間	児童1人あたり月10時間まで	① 国と同様の扱いとするのか。 ② 幼稚園の扱いをどうするのか。	実施事業所	本制度の認可を受けた事業所	① 認可外保育施設で実施するのか。 ② 事業者の募集方法はどうか。 【令和7年9月現在の想定】 区立保育園：15園程度 私立保育園：10園程度 ※ 令和7年7月意向調査実施 小規模保育：10施設程度 家庭的保育：15事業所程度 幼稚園：30園程度 ※ 現在のプレ保育を継続 認証保育所：未定 } (※ 令和7年9月以降に調査予定) 企業主導型：未定
		国の想定	論点及び検討内容														
	対象児童	0歳6カ月～満3歳未満の未通園児	対象年齢を国と同様にするのか。 ※ 未就学児全体では対象児童数 3,800 人のうち利用想定者は 1,800 人 (R6 実施のニーズ調査より)														
	利用料	1時間300円	東京都事業の活用で無償化するかどうか。														
	利用可能時間	児童1人あたり月10時間まで	① 国と同様の扱いとするのか。 ② 幼稚園の扱いをどうするのか。														
実施事業所	本制度の認可を受けた事業所	① 認可外保育施設で実施するのか。 ② 事業者の募集方法はどうか。 【令和7年9月現在の想定】 区立保育園：15園程度 私立保育園：10園程度 ※ 令和7年7月意向調査実施 小規模保育：10施設程度 家庭的保育：15事業所程度 幼稚園：30園程度 ※ 現在のプレ保育を継続 認証保育所：未定 } (※ 令和7年9月以降に調査予定) 企業主導型：未定															

	国の想定	論点及び検討内容
利用形態	① 定期利用 特定の事業所を継続して利用 ② 柔軟利用 利用者が自由に事業所を選択 ③ ①・②の組み合わせ	こどもの安全面や育ちの観点から検討
利用方法	「総合支援システム」を活用し、管理・運用	① 制度開始直後に新システムを使用することで、保育現場の混乱が生じないか ② 幼稚園のみの利用可能時間を10時間以上とした場合、利用者がシステムを使用することで混乱しないか
その他	給食提供は事業所の判断とする。	① アレルギー対応等の課題のクリアが必要 ② 公立園が他施設の模範となるよう、どのような取り組みをするか

3 スケジュール

時期	内容
令和7年9～11月	利用者負担額適正化審議会に利用料を諮問 ※ 関連事業における利用者負担額も合わせて検討
令和7年3定	設備及び運営の基準を定める条例を上程
令和7年11～12月	実施事業者の募集
令和8年1定	運営に関する基準を定める条例を上程 ※ 利用定員及び利用の手続き等に関する基準を定めるもの
令和8年2月	あだち広報で区民向け周知
令和8年3月	① 利用者の認定を開始 ② 子ども支援専門部会で認可・確認
令和8年4月	事業開始

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

＜審議事項・**報告事項**・情報連絡事項＞

件名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課
内容	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で審議いただいた結果について報告する。</p> <p>1 審議結果</p> <p>※ 子ども支援専門部会開催日以前の資料送付となるため、審議結果は、推進協議会当日にご報告いたします。</p> <p>2 付議内容</p> <p>(1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承 現在開業中の家庭的保育事業者が、定年等により保育補助者（以下「事業継承者という。」に事業を継がせたいという意向があったため、令和6年度の子ども施設指定管理者等選定審査会において事業継承者が家庭的保育者に認定された。 このたび、事業の継承の準備が整ったため、該当の事業継承者について認可手続きを行った。</p> <p>(2) 認可適合基準 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（別紙参照）。</p> <p>(3) 事業継承者 藤浪 七恵</p> <p>(4) 認可年月日 令和8年4月1日</p> <p>3 利用定員の確認について</p> <p>職員配置及び面積基準等に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認した（別紙参照）。</p>

家庭的保育事業審議資料

氏名	所在地	分類	定員	職員配置 基準 ※ 1	保育室面積 ※2		給食 ※3	財務状況 ※4
					基準 (㎡)	実際 (㎡)		
藤浪七恵	足立区鹿浜 3-30-4 グリーンパーク鹿浜 101	事業 継承者	5	適合	16.5	23.43	自園調理	良好

※1【職員配置基準】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。

ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

※2【保育室面積】

保育室の面積は9.9㎡以上であること。

ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9㎡に3人を超える人数1人につき3.3㎡を加えた面積とする。

※3【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。

ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

※4【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

【参考】家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果

(令和6年10月11日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視 点	得点率
筆記試験	家庭的保育者養成研修（基礎研修、認定研修）で学習した内容	91.0%
作文	①家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ②どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③家庭（保護者）支援についての視点がしっかりと加わっている。など	89.8%
保育園実習	①子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ②子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。など	75.0%
ヒアリング	①家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ②災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③園児の安全（施設整備・防犯）、衛生・健康管理が適切である。など	80.2%
総合評価		84.0%

※ 個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は、事業継承者として承認しない。

令和 7 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 7 年 1 2 月 2 5 日

＜審議事項・**報告事項**・情報連絡事項＞

件名	居宅訪問型保育事業の利用定員の確認について												
所管部課	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課												
内容	<p>子ども・子育て支援法に基づき、利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で審議いただいた結果について報告する。</p> <p>1 審議結果</p> <p>※ 子ども支援専門部会開催日以前の資料送付となるため、審議結果は、推進協議会当日にご報告いたします。</p> <p>2 付議内容</p> <p>(1) 実施理由</p> <p>令和 8 年 4 月から、疾病又は障がい等により医療的ケアが必要なため、集団による保育の利用が困難なお子さんを対象として、その居宅において保育を行う居宅訪問型保育事業を実施する。</p> <p>については、当該事業者が国の定める運営基準を満たし、公費による給付の対象事業者とするため、確認の手続を行った。</p> <p>(2) 運営基準</p> <p>区が審査した結果、国が定める運営基準に適合していることを確認した。</p> <table border="1"> <tr> <td>事業者名</td> <td>特定非営利活動法人フローレンス</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>千代田区神田神保町 1 - 1 4 - 1 KDK 神保町ビル 4 階</td> </tr> <tr> <td>認可年月日</td> <td>平成 2 7 年 4 月 1 日</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>1 名（保育者 1 名につき乳幼児 1 名）</td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>事業管理責任者 1 名、保育管理者 1 名、保育者 2 名以上（常勤 2 名以上）、看護師、事務職員</td> </tr> <tr> <td>財務状況</td> <td>良好（※）</td> </tr> </table> <p>※ 活動計算書、活動予算書等により、事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認した。</p> <p>3 利用定員の確認</p> <p>職員配置や財務状況等に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認した。</p>	事業者名	特定非営利活動法人フローレンス	所在地	千代田区神田神保町 1 - 1 4 - 1 KDK 神保町ビル 4 階	認可年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日	定員	1 名（保育者 1 名につき乳幼児 1 名）	職員配置	事業管理責任者 1 名、保育管理者 1 名、保育者 2 名以上（常勤 2 名以上）、看護師、事務職員	財務状況	良好（※）
事業者名	特定非営利活動法人フローレンス												
所在地	千代田区神田神保町 1 - 1 4 - 1 KDK 神保町ビル 4 階												
認可年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日												
定員	1 名（保育者 1 名につき乳幼児 1 名）												
職員配置	事業管理責任者 1 名、保育管理者 1 名、保育者 2 名以上（常勤 2 名以上）、看護師、事務職員												
財務状況	良好（※）												

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区民設学童保育室の選考状況について																																						
所管部課	子ども家庭部 学童保育課																																						
内容	<p>待機児童解消のため、令和8年4月1日に開設を予定している民設学童保育室について、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会（以下、「審査会」という。）を開催したので、次のとおり報告する。</p> <p>1 業務名 足立区民設学童保育室設置促進補助事業</p> <p>2 応募・審査件数 (1) 応募状況（7事業者15件の応募）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>募集対象地域</th> <th>応募件数</th> <th>二次審査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千寿小学校・千寿桜小学校・千寿本町小学校・千寿双葉小学校地域</td> <td>3件</td> <td>2件選定</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>綾瀬小学校・大谷田小学校・東加平小学校地域</td> <td>3件</td> <td>2件選定</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>島根小学校・中島根小学校・栗原小学校・西新井小学校地域</td> <td>2件</td> <td>1件選定</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>足立小学校・梅島小学校地域</td> <td>1件</td> <td>選定無</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>江北小学校地域</td> <td>4件</td> <td>1件選定</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>扇小学校・寺地小学校地域</td> <td>応募無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>募集地域外</td> <td>2件</td> <td>選定無</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計数</td> <td>15件</td> <td>6件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一次審査結果 税理士の財務診断で不適合及び募集地域外からの応募を除き、6事業者9件が二次審査へ進んだ。</p> <p>3 二次審査結果 (1) 運営予定事業者概要</p>				募集対象地域	応募件数	二次審査結果	1	千寿小学校・千寿桜小学校・千寿本町小学校・千寿双葉小学校地域	3件	2件選定	2	綾瀬小学校・大谷田小学校・東加平小学校地域	3件	2件選定	3	島根小学校・中島根小学校・栗原小学校・西新井小学校地域	2件	1件選定	4	足立小学校・梅島小学校地域	1件	選定無	5	江北小学校地域	4件	1件選定	6	扇小学校・寺地小学校地域	応募無		7	募集地域外	2件	選定無	合計数		15件	6件
	募集対象地域	応募件数	二次審査結果																																				
1	千寿小学校・千寿桜小学校・千寿本町小学校・千寿双葉小学校地域	3件	2件選定																																				
2	綾瀬小学校・大谷田小学校・東加平小学校地域	3件	2件選定																																				
3	島根小学校・中島根小学校・栗原小学校・西新井小学校地域	2件	1件選定																																				
4	足立小学校・梅島小学校地域	1件	選定無																																				
5	江北小学校地域	4件	1件選定																																				
6	扇小学校・寺地小学校地域	応募無																																					
7	募集地域外	2件	選定無																																				
合計数		15件	6件																																				

地域	法人名 (法人所在地)	設置予定地	定員
千寿桜小	特定非営利活動法人 子ども支援ホーム (川口市並木 1-2-12)	千住中居町 28-7 万国ステイタスビル 301	40 人
千寿双葉小		千住柳町 22-4 矢代ビル 101	34 人
綾瀬小	株式会社 日本保育サービス (港区港南 1-2-70 品川シ ーズンテラス 5F)	綾瀬 1-33-14 アークステージ綾瀬 3F	40 人
東加平小	株式会社 MIRATZ (川口市川口 6-3-14 3F)	谷中 2-5-14 クイーンパレス浅伊 301	30 人
島根小		六月 2-3-12	40 人
江北小	株式会社ディアローク (渋谷区渋谷 3-8-12 渋谷第一生命ビルディン グ 7F)	江北 4-18-1	40 人

(2) 選定理由

ア 千寿桜小学校・千寿双葉小学校地域

学童保育の需要が多い区内同地域で既に運営実績があり、体験プログラムを通じて地域との連携も図れるため

イ 綾瀬小学校地域

学童保育の需要が多い地域である他、区内での運営実績もあり、安定した保育の提供が見込めるため

ウ 東加平小学校・島根小学校地域

区内での学童保育室の運営実績があり、保育のノウハウやスキルも豊富であることや、組織の管理体制も適切で安定した運営が見込めるため

エ 江北小学校地域

体験プログラムが充実している他、保育のノウハウが豊富で、マニュアルも詳細に整備されている。また、グループ会社を通じた安定した人材配置が見込まれるため

4 選定までの経緯

(1) 応募申込期間

令和7年6月10日から令和7年7月18日まで

(2) 審査会

ア 開催状況

		開催日	内 容
	第1回	令和7年8月 5日 (火)	一次審査 (書類審査)
	第2回	令和7年8月29日 (金)	二次審査 (事業者の特定: プレゼンテーション、ヒアリング)
	イ 委員構成 (計5名)		
	種 別	氏 名	役 職 等
	学識経験者	【会長】 小野里 美 帆	文教大学教育学部 発達教育課程教授
	区 民	小 林 昇	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員
		猪 股 健 三	足立区立小学校PTA連合会 (西新井第一小学校PTA会長)
	区職員	楠 山 慶 之	子ども家庭部長
		西 島 誠	学校運営部青少年課長
	ウ 審査項目及び審査結果 別紙「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会審査結果表」のとおり		
	5 その他		
	公募による選定以外に、次の民設学童保育室を開設する。		
	(1) 目的 マンション開発に伴う学童需要の増加に伴い、マンション一階部分に学童保育室を整備するため		
	(2) 開設時期 令和8年4月1日		
	(3) 概要		
	設置予定地	運営事業者	定員
	千住橋戸町1-5 (千寿小学校地域)	株式会社パソナフォスター	30人
	6 今後の予定		
	今回決定した民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和8年4月開設に向けて進行管理を徹底させる。		

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表
(千寿桜小学校地域)

別紙

項番	評価項目		配点	事業者名		
	分類	説明		特定非営利活動法人 子ども支援ホーム		
				得点	割合	
1	150点	運営団体について	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	30	60.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	32	64.0%	
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%	
		小計		150	98	65.3%
4	200点	学童保育室の施設について	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	34	68.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	32	64.0%	
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	30	60.0%	
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	30	60.0%	
		小計		200	126	63.0%
8	150点	学童開設までの準備について	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	32	64.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%	
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	30	60.0%	
		小計		150	94	62.7%
11	250点	職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	38	76.0%	
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	36	72.0%	
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	36	72.0%	
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	40	80.0%	
		小計		250	186	74.4%
16	250点	危機管理について	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	40	80.0%	
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%	
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	40	80.0%	
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	40	80.0%	
		小計		250	200	80.0%
21	350点	子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	36	72.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものであるか。	50	34	68.0%	
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	34	68.0%	
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%	
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものであるか。	50	32	64.0%	
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	30	60.0%	
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%	
		小計		350	240	68.6%
28	150点	保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%	
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	34	68.0%	
		小計		150	102	68.0%
合計				1,500	1,046	69.7%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総計				1,605	1,046	65.2%

順位					1	
----	--	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表
(千寿双葉小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名	
	分類	説明		特定非営利活動法人 子ども支援ホーム	
				得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	32	64.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	34	68.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	38	76.0%
		小 計	150	104	69.3%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	36	72.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	30	60.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	30	60.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	32	64.0%
		小 計	200	128	64.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	32	64.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	30	60.0%
		小 計	150	94	62.7%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	38	76.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	36	72.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	36	72.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	40	80.0%
		小 計	250	186	74.4%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	40	80.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	40	80.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	40	80.0%
		小 計	250	200	80.0%
21	子どもの育成支援 について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	36	72.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	34	68.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	32	64.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	30	60.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%
		小 計	350	240	68.6%
28	保護者・学校・地域・関係機関等との 連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	34	68.0%
		小 計	150	102	68.0%
合 計			1,500	1,054	70.3%

項番	評価項目		加点	得点	割合
	分類	説明			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	30	0	0
総 計			1,605	1,054	65.7%

順位	1
----	---

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表
(綾瀬小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名	
	分類	説明		株式会社日本保育サービス	
				得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	46	92.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	46	92.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	50	100.0%
		小計	150	142	94.7%
4	学童保育室の施設について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	30	60.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	36	72.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	38	76.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	34	68.0%
	小計	200	138	69.0%	
8	学童開設までの準備について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	38	76.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	36	72.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	38	76.0%
		小計	150	112	74.7%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	34	68.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	28	56.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	38	76.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	40	80.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	40	80.0%
	小計	250	180	72.0%	
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての的確に定めているか。	50	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての的確に定めているか。	50	40	80.0%
18		事件・事故時の対応についての的確に定めているか。	50	40	80.0%
19		施設の衛生管理についての的確に定めているか。	50	38	76.0%
20		アレルギー対応策についての的確に定めているか。	50	40	80.0%
	小計	250	198	79.2%	
21	子どもの育成支援について 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	36	72.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものであるか。	50	34	68.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	34	68.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものであるか。	50	34	68.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	38	76.0%
	小計	350	246	70.3%	
28	保護者・学校・地域・関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	32	64.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	32	64.0%
	小計	150	98	65.3%	
合計			1,500	1,114	74.3%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総計				1,605	1,114	69.4%

順位				1	
----	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表
(東加平小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名	
	分類	説明		株式会社MIRATZ	
				得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	36	72.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	36	72.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%
		小 計	150	108	72.0%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	32	64.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	30	60.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	26	52.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	30	60.0%
		小 計	200	118	59.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	32	64.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	28	56.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	28	56.0%
		小 計	150	88	58.7%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	34	68.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	34	68.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	34	68.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	36	72.0%
		小 計	250	174	69.6%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	38	76.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	36	72.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	36	72.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	36	72.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	36	72.0%
		小 計	250	182	72.8%
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものであるか。	50	38	76.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものであるか。	50	42	84.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	36	72.0%
		小 計	350	256	73.1%
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	32	64.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	30	60.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	32	64.0%
		小 計	150	94	62.7%
合 計			1,500	1,020	68.0%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総 計				1,605	1,020	63.6%

順 位				1	
-----	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表
(島根小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名	
	分類	説明		株式会社MIRATZ	
				得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	36	72.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	36	72.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	36	72.0%
		小 計	150	108	72.0%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	30	60.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	38	76.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	38	76.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	36	72.0%
	小 計	200	142	71.0%	
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	30	60.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	28	56.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	28	56.0%
		小 計	150	86	57.3%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	34	68.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	34	68.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	34	68.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについて的確に定められているか。	50	36	72.0%
	小 計	250	174	69.6%	
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての的確に定めているか。	50	36	72.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての的確に定めているか。	50	36	72.0%
18		事件・事故時の対応についての的確に定めているか。	50	36	72.0%
19		施設の衛生管理についての的確に定めているか。	50	36	72.0%
20		アレルギー対応策についての的確に定めているか。	50	36	72.0%
	小 計	250	180	72.0%	
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	34	68.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものであるか。	50	38	76.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	36	72.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	36	72.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものであるか。	50	42	84.0%
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	36	72.0%
	小 計	350	256	73.1%	
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	32	64.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	30	60.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	32	64.0%
	小 計	150	94	62.7%	
合 計			1,500	1,040	69.3%

項番	評価項目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総 計				1,605	1,040	64.8%

順 位				1	
-----	--	--	--	---	--

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表
(江北小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名		事業者名		事業者名		事業者名		
				株式会社ディアローグ		E社		C社		D社		
				得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合	
1	150点	運営団体について	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	34	68.0%	46	92.0%	34	68.0%	34	68.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	36	72.0%	44	88.0%	34	68.0%	34	68.0%	
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	34	68.0%	38	76.0%	36	72.0%	32	64.0%	
		小計		150	104	69.3%	128	85.3%	104	69.3%	100	66.7%
4	200点	学童保育室の施設について	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	40	80.0%	40	80.0%	40	80.0%	40	80.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	44	88.0%	44	88.0%	44	88.0%	44	88.0%	
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	40	80.0%	38	76.0%	40	80.0%	38	76.0%	
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	40	80.0%	38	76.0%	38	76.0%	38	76.0%	
		小計		200	164	82.0%	160	80.0%	162	81.0%	160	80.0%
8	150点	学童開設までの準備について	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	32	64.0%	30	60.0%	32	64.0%	30	60.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%	28	56.0%	28	56.0%	32	64.0%	
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	30	60.0%	32	64.0%	28	56.0%	30	60.0%	
		小計		150	94	62.7%	90	60.0%	88	58.7%	92	61.3%
11	250点	職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	42	84.0%	36	72.0%	36	72.0%	28	56.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	42	84.0%	32	64.0%	34	68.0%	28	56.0%	
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	34	68.0%	26	52.0%	
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	34	68.0%	30	60.0%	
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	36	72.0%	34	68.0%	36	72.0%	30	60.0%	
		小計		250	196	78.4%	170	68.0%	174	69.6%	142	56.8%
16	250点	危機管理について	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	38	76.0%	36	72.0%	34	68.0%	34	68.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%	
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	38	76.0%	36	72.0%	34	68.0%	32	64.0%	
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	34	68.0%	34	68.0%	
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	38	76.0%	32	64.0%	34	68.0%	34	68.0%	
		小計		250	188	75.2%	174	69.6%	170	68.0%	166	66.4%
21	350点	子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	38	76.0%	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	38	76.0%	32	64.0%	
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	38	76.0%	36	72.0%	36	72.0%	30	60.0%	
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	36	72.0%	32	64.0%	
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	42	84.0%	36	72.0%	
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%	32	64.0%	32	64.0%	30	60.0%	
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	44	88.0%	34	68.0%	36	72.0%	28	56.0%	
		小計		350	264	75.4%	246	70.3%	254	72.6%	220	62.9%
28	150点	保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分にに行い、信頼関係が構築できるか。	50	34	68.0%	34	68.0%	32	64.0%	30	60.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	34	68.0%	32	64.0%	30	60.0%	30	60.0%	
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	32	64.0%	34	68.0%	32	64.0%	30	60.0%	
		小計		150	100	66.7%	100	66.7%	94	62.7%	90	60.0%
合計				1,500	1,110	74.0%	1,068	71.2%	1,046	69.7%	970	64.7%

項番	分類	説明	評価基準(得点)	加点		得点		割合		得点		割合	
				得点	割合	得点	割合	得点	割合	得点	割合		
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0		0		0		0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)										
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30		0	0.0%	19		0		0	
総計				1,605		1,110	69.2%	1,087	67.7%	1,046	65.2%	970	60.4%

順位				1		2		3		4	
-----------	--	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和7年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和7年12月25日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について																																	
所管部課	子ども家庭部 学童保育課、学校運営部 青少年課																																	
内容	<p>学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託プロポーザル選定委員会における審査の結果、以下の事業者を契約候補者（契約の相手方）として特定したので報告する。</p> <p>1 業務名 学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託</p> <p>2 業務目的 (1) 放課後の居場所を活用し、生活や遊び等の支援を通して子どもの健全育成を図る。 (2) 子どもたちに安全で充実した活動の場を提供し、学習や体験プログラムを通して学びや交流の促進を図る。</p> <p>3 対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>実施小学校</th> <th>学童保育室名</th> <th>放課後子ども教室名</th> <th>一体的運用の有無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>千寿第八小</td> <td>せきや学童</td> <td>1008 キッズ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>東栗原小</td> <td>東栗原学童</td> <td>ひがくり YYクラブ</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>大谷田小</td> <td>なかよし学童</td> <td>大谷田キッズぱれっと</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>島根小</td> <td>しまねっ子学童</td> <td>島根っ子ぱれっと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中島根小</td> <td>中島根学童</td> <td>グリーンパレットなかしまね</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					実施小学校	学童保育室名	放課後子ども教室名	一体的運用の有無	1	千寿第八小	せきや学童	1008 キッズ	○	2	東栗原小	東栗原学童	ひがくり YYクラブ	○	3	大谷田小	なかよし学童	大谷田キッズぱれっと	○	4	島根小	しまねっ子学童	島根っ子ぱれっと		5	中島根小	中島根学童	グリーンパレットなかしまね	
	実施小学校	学童保育室名	放課後子ども教室名	一体的運用の有無																														
1	千寿第八小	せきや学童	1008 キッズ	○																														
2	東栗原小	東栗原学童	ひがくり YYクラブ	○																														
3	大谷田小	なかよし学童	大谷田キッズぱれっと	○																														
4	島根小	しまねっ子学童	島根っ子ぱれっと																															
5	中島根小	中島根学童	グリーンパレットなかしまね																															

4 特定した相手方

	実施小学校	法人名（法人所在地）・代表者	申込事業者
1	千寿第八小	株式会社学研ココファン・ナーサリー （品川区西五反田 2-11-8 学研ビル） 代表取締役 山崎 知恵	5 事業者
2	東栗原小	株式会社テノ．コーポレーション （福岡市博多区上呉服町 10-10 呉服町ビジネスセンター5階） 代表取締役 池内 比呂子	3 事業者
3	大谷田小	株式会社明日葉 （港区三田 3-5-19 住友不動産東京三田ガーデンタワー） 代表取締役 大隈 太嘉志	3 事業者
4	島根小	株式会社テノ．コーポレーション （福岡市博多区上呉服町 10-10 呉服町ビジネスセンター5階） 代表取締役 池内 比呂子	3 事業者
5	中島根小	ライクキッズ株式会社 （渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティウエスト） 代表取締役 岡本 泰彦	7 事業者

5 提案価格

	実施場所	提案限度額	最低制限価格
1	千寿第八小	85,065,000円	無
2	東栗原小	58,333,000円	
3	大谷田小	58,333,000円	
4	島根小	26,732,000円	
5	中島根小	26,732,000円	

6 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 履行状況が良好な場合に限り、最長4回まで（令和13年3月31日まで）契約を更新することができる。

7 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

(1) 千寿第八小学校

ア 子どもの意見を尊重する取り組みが多く見られた。

イ 学童保育室と放課後子ども教室の一体的取り組みに具体性が見られた。

(2) 東栗原小学校

ア 体験プログラムが豊富で選択肢が多いことが期待できる。

イ 提案が具体的であり、実現可能性が高い。

(3) 大谷田小学校

ア 提案が具体的であり、実現可能性が高い。

イ 保護者として安心して利用できる取り組みが期待できる。

(4) 島根小学校

ア 人材確保について工夫した取り組みが提案されていた。

イ 継続的に安定した運営が期待できる。

(5) 中島根小学校

ア 現場でのきめ細やかな対応が期待できる。

イ アレルギー対策について、効果的な取り組みが見られた。

8 特定までの経緯

(1) 公募期間

令和7年8月21日から令和7年9月3日まで

(2) 選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	令和7年 8月18日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	令和7年 9月25日	第一次選考(運営事業計画書提出者の選定:書類審査)	12事業者
第3回	令和7年 10月31日、 11月6日	第二次選考(事業者の特定:プレゼンテーション、ヒアリング)	10事業者

イ 委員構成(計5名)

種別	氏名	役職等
学識 経験者	旦 直子 【委員長】	帝京科学大学 教育人間科学部 幼児保育学科教授
区民	高橋 将郎	足立区青少年委員会会長
	山口 真弘	足立区立小学校PTA連合会副会長
区職員	物江 耕一朗	学校運営部学校支援課長
	小宮 舞子	政策経営部SDGs・協創推進課長

ウ 審査項目及び審査結果

資料「学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託プロポー

ザル運営事業計画書提出者選定結果（第一次）及び運営事業計画書特定結果（第二次）」（別紙）のとおり

9 今後のスケジュール

年 月	内 容
令和7年12月	契約候補者と仕様書協議
令和8年1月	委託契約締結
令和8年4月	学童保育室運営開始

学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託プロポーザル運営事業計画書提出者選定結果（第一次）

1 運営事業計画書提出者選定結果（第一次）

【千寿第八小学校】

項番	評価項目	評価の視点	指標	配点	(株)学研 コファン・ ナーサリー	H社	J社	K社	L社
1	組織の安定性	経営基盤及び経営状況は良好か	① 資本金 ② 売上高 ③ 財務諸表	150	148	106	120	116	148
2	運営の安定性	業務遂行体制は妥当か	① 職員体制 ② 資格の有無	100	84	74	66	62	78
3	運営の実績	当該業務を遂行するために必要な知識及び良好かつ豊富な運営実績を有しているか	同種・類似業務の実績	150	93	114	114	105	132
4	地域精通度	対象エリア地域性を熟知しているか	近隣エリアにおける請負実績	100	72	64	84	76	84
5	(区内業者加点)	区内に本店のある業者 + 10%			—	—	—	—	—
総合計				500	397	358	384	359	442
選定結果					選定		選定		選定

※ 総合計の6割となる300点以上が選定対象。運営事業計画書提出者の選定（第一次）の点数は、運営事業計画書特定のための評価点（第二次）に加点しない。

【東栗原小学校】

項番	評価項目	評価の視点	指標	配点	C社	(株)テノ.コーポレーション	K社
1	組織の安定性	経営基盤及び経営状況は良好か	① 資本金 ② 売上高 ③ 財務諸表	150	106	110	116
2	運営の安定性	業務遂行体制は妥当か	① 職員体制 ② 資格の有無	100	54	74	64
3	運営の実績	当該業務を遂行するために必要な知識及び良好かつ豊富な運営実績を有しているか	同種・類似業務の実績	150	114	114	105
4	地域精通度	対象エリア地域性を熟知しているか	近隣エリアにおける請負実績	100	72	60	80
5	(区内業者加点)	区内に本店のある業者 + 10%			—	—	—
総合計				500	346	358	365
選定結果					選定	選定	選定

※ 総合計の6割となる300点以上が選定対象。運営事業計画書提出者の選定（第一次）の点数は、運営事業計画書特定のための評価点（第二次）に加点しない。

【大谷田小学校】

項番	評価項目	評価の視点	指標	配点	(株)明日葉	D社	H社
1	組織の安定性	経営基盤及び経営状況は良好か	① 資本金 ② 売上高 ③ 財務諸表	150	106	102	104
2	運営の安定性	業務遂行体制は妥当か	① 職員体制 ② 資格の有無	100	50	72	76
3	運営の実績	当該業務を遂行するために必要な知識及び良好かつ豊富な運営実績を有しているか	同種・類似業務の実績	150	114	102	120
4	地域精通度	対象エリア地域性を熟知しているか	近隣エリアにおける請負実績	100	72	64	68
5	(区内業者加点)	区内に本店のある業者 + 10%			—	—	—
総 合 計				500	342	340	368
選 定 結 果					選定	選定	選定

※ 総合計の6割となる300点以上が選定対象。運営事業計画書提出者の選定（第一次）の点数は、運営事業計画書特定のための評価点（第二次）に加点しない。

【島根小学校】

項番	評価項目	評価の視点	指標	配点	A社	E社	(株)テノ.コーポレーション
1	組織の安定性	経営基盤及び経営状況は良好か	① 資本金 ② 売上高 ③ 財務諸表	150	110	—	106
2	運営の安定性	業務遂行体制は妥当か	① 職員体制 ② 資格の有無	100	72	—	80
3	運営の実績	当該業務を遂行するために必要な知識及び良好かつ豊富な運営実績を有しているか	同種・類似業務の実績	150	108	—	120
4	地域精通度	対象エリア地域性を熟知しているか	近隣エリアにおける請負実績	100	80	—	68
5	(区内業者加点)	区内に本店のある業者 + 10%			—	—	—
総合計				500	370	—	374
選定結果					選定	失格	選定

※ 総合計の6割となる300点以上が選定対象。運営事業計画書提出者の選定（第一次）の点数は、運営事業計画書特定のための評価点（第二次）に加点しない。

※ E社は税理士による財務状況調査結果で「不適合」となったため、「失格」となった。

【中島根小学校】

項番	評価項目	評価の視点	指標	配点	A社	ライキッ ズ(株)	D社	E社	G社	H社	I社
1	組織の安定性	経営基盤及び経営状況は良好か	① 資本金 ② 売上高 ③ 財務諸表	150	108	116	104	—	148	106	146
2	運営の安定性	業務遂行体制は妥当か	① 職員体制 ② 資格の有無	100	80	66	68	—	66	78	52
3	運営の実績	当該業務を遂行するために必要な知識及び良好かつ豊富な運営実績を有しているか	同種・類似業務の実績	150	108	135	96	—	132	120	93
4	地域精通度	対象エリア地域性を熟知しているか	近隣エリアにおける請負実績	100	80	76	56	—	84	60	76
5	(区内業者加点)	区内に本店のある業者 + 10%			—	—	—	—	—	—	—
総合計				500	376	393	324	—	430	364	367
選定結果					選定	選定		失格	選定		

※ 総合計の6割となる300点以上が選定対象。運営事業計画書提出者の選定（第一次）の点数は、運営事業計画書特定のための評価点（第二次）に加点しない。

※ E社は税理士による財務状況調査結果で「不適合」となったため、「失格」となった。

学童保育室及び放課後子ども教室運営業務委託プロポーザル運営事業計画書特定結果（第二次）

2 運営事業計画書特定結果（第二次）

【千寿第八小学校】

項番	評価項目	評価の視点	配点	(株)学研 ココファン・ ナーサリー	J社	L社
1	運営方針	学童保育室及び放課後子ども教室に対する役割や機能、コンセプト、展望等は的確であるか。	20	18	18	20
2		事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になっているか。	20	16	18	18
3	運営の取り組み	児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅力のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室それぞれの視点が十分に考慮されているか。	20	19	18	18
4		「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なプログラム体験活動等を実施する計画があるか。	20	19	20	15
5		健康管理、基本的な生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。	20	17	18	16
6	児童への対応	児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。	25	22	22	22
7		育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切にとられているか。	25	20	22	20
8		発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。	25	22	23	22
9	学校・地域及び各関係 機関との連携	児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、学校と連携がされているか。	25	24	19	21
10		地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力員と連携して、具体的な事業展開が期待できるか。	25	23	20	20
11		児童の健全な育成に関わる足立区の関係機関の役割や情報を把握しているか。	20	20	16	16
12	保護者への対応	保護者への情報提供、情報共有、トラブル発生時の対応や苦情処理の取り組みがされているか。	25	22	22	22
13		利用者に直接意見を聴き、利用者側の視点に立って評価・改善に取り組む姿勢があるか。	25	22	21	22
14		保護者との日常的なコミュニケーションを円滑に進めるための工夫がなされているか。	25	22	20	19
15	危機管理	子どもの事故やケガの防止策、感染症対策について、十分に定められているか。	25	23	23	22
16		おやつを提供に関する安全面、衛生面への配慮をしているか。 また、食物アレルギーのある子どもに対して、事故防止に対する取り組みがされているか。	25	23	23	23
17		防犯体制や、災害時等の対応方針を明確にしているか。	20	17	15	18

項番	評価項目	評価の視点	配点	(株)学研 ココファン・ ナーサリー	J社	L社
18	個人情報	個人情報の保管や取り扱いについて具体的に定めているか。	20	18	18	18
19		個人情報の保護・管理に関する教育方針を持っているか。	20	18	18	19
20	運営体制	職員の資質向上のための研修など、育成計画が定められているか。	20	19	19	19
21		職員にコンプライアンス（法令遵守）についての教育が図られているか。	20	19	18	19
22		指揮命令系統、本部との連携などについての的確に定められているか。	20	18	19	19
23	プレゼンテーション	説明が論理的で説得力があるか。	10	9	9	8
24	(区内業者加点)	区内に本店があり対象業務区域が区内である+5%、区内に本店があり対象業務区域が区外である+4%、区内に支店があり対象業務区域が区内である+3%、区内に支店があり対象業務区域が区外である+2%		—	—	—
総合計			500	450	439	436
特定結果				特定		

【東栗原小学校】

項番	評価項目	評価の視点	配点	C社	(株)テノ. コーポレーション	K社
1	運営方針	学童保育室及び放課後子ども教室に対する役割や機能、コンセプト、展望等は的確であるか。	20	19	18	18
2		事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になっているか。	20	19	17	17
3	運営の取り組み	児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅力のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室それぞれの視点が十分に考慮されているか。	20	18	20	17
4		「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なプログラム体験活動等を実施する計画があるか。	20	18	20	19
5		健康管理、基本的な生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。	20	17	17	17
6	児童への対応	児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。	25	22	24	21
7		育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切にとられているか。	25	20	22	20
8		発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。	25	19	24	19
9	学校・地域及び各関係機関との連携	児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、学校と連携がされているか。	25	22	22	20
10		地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力員と連携して、具体的な事業展開が期待できるか。	25	22	23	20
11		児童の健全な育成に関わる足立区の関係機関の役割や情報を把握しているか。	20	16	17	16
12	保護者への対応	保護者への情報提供、情報共有、トラブル発生時の対応や苦情処理の取り組みがされているか。	25	22	22	20
13		利用者に直接意見を聴き、利用者側の視点に立って評価・改善に取り組む姿勢があるか。	25	22	23	20
14		保護者との日常的なコミュニケーションを円滑に進めるための工夫がなされているか。	25	20	22	19
15	危機管理	子どもの事故やケガの防止策、感染症対策について、十分に定められているか。	25	23	22	23
16		おやつを提供に関する安全面、衛生面への配慮をしているか。 また、食物アレルギーのある子どもに対して、事故防止に対する取り組みがされているか。	25	22	24	23
17		防犯体制や、災害時等の対応方針を明確にしているか。	20	15	19	15
18	個人情報	個人情報の保管や取り扱いについて具体的に定めているか。	20	19	19	18
19		個人情報の保護・管理に関する教育方針を持っているか。	20	18	20	19

項番	評価項目	評価の視点	配点	C社	(株)テノ. コーポレーション	K社
20	運営体制	職員の資質向上のための研修など、育成計画が定められているか。	20	17	19	17
21		職員にコンプライアンス（法令遵守）についての教育が図られているか。	20	18	19	18
22		指揮命令系統、本部との連携などについての的確に定められているか。	20	18	19	19
23	プレゼンテーション	説明が論理的で説得力があるか。	10	10	10	8
24	(区内業者加点)	区内に本店があり対象業務区域が区内である+5%、区内に本店があり対象業務区域が区外である+4%、区内に支店があり対象業務区域が区内である+3%、区内に支店があり対象業務区域が区外である+2%		—	—	—
総合計			500	436	462	423
特定結果					特定	

【大谷田小学校】

項番	評価項目	評価の視点	配点	(株)明日葉	D社	H社
1	運営方針	学童保育室及び放課後子ども教室に対する役割や機能、コンセプト、展望等は的確であるか。	16	14	16	15
2		事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になっているか。	16	15	15	15
3	運営の取り組み	児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅力のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室それぞれの視点が十分に考慮されているか。	16	15	14	16
4		「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なプログラム体験活動等を実施する計画があるか。	16	14	13	16
5		健康管理、基本的な生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。	16	13	13	14
6	児童への対応	児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。	20	18	16	18
7		育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切にとられているか。	20	18	16	18
8		発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。	20	16	16	18
9	学校・地域及び各関係機関との連携	児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、学校と連携がされているか。	20	19	15	16
10		地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力員と連携して、具体的な事業展開が期待できるか。	20	20	15	17
11		児童の健全な育成に関わる足立区の関係機関の役割や情報を把握しているか。	16	15	15	13
12	保護者への対応	保護者への情報提供、情報共有、トラブル発生時の対応や苦情処理の取り組みがされているか。	20	18	18	16
13		利用者に直接意見を聴き、利用者側の視点に立って評価・改善に取り組む姿勢があるか。	20	18	17	16
14		保護者との日常的なコミュニケーションを円滑に進めるための工夫がなされているか。	20	18	18	16
15	危機管理	子どもの事故やケガの防止策、感染症対策について、十分に定められているか。	20	19	19	19
16		おやつ提供に関する安全面、衛生面への配慮をしているか。 また、食物アレルギーのある子どもに対して、事故防止に対する取り組みがされているか。	20	20	18	19
17		防犯体制や、災害時等の対応方針を明確にしているか。	16	16	15	16
18	個人情報	個人情報の保管や取り扱いについて具体的に定めているか。	16	14	15	15
19		個人情報の保護・管理に関する教育方針を持っているか。	16	13	16	15

項番	評価項目	評価の視点	配点	(株)明日葉	D社	H社
20	運営体制	職員の資質向上のための研修など、育成計画が定められているか。	16	13	14	15
21		職員にコンプライアンス（法令遵守）についての教育が図られているか。	16	14	14	15
22		指揮命令系統、本部との連携などについての的確に定められているか。	16	14	15	15
23	プレゼンテーション	説明が論理的で説得力があるか。	8	8	6	8
24	(区内業者加点)	区内に本店があり対象業務区域が区内である+5%、区内に本店があり対象業務区域が区外である+4%、区内に支店があり対象業務区域が区内である+3%、区内に支店があり対象業務区域が区外である+2%		—	—	—
総 合 計			400	362	349	361
特 定 結 果				特定		

※ 選定委員5名のうち1名が欠席となったため、配点が400点となった。

【島根小学校】

項番	評価項目	評価の視点	配点	A社	(株)ノ コーポレー ション
1	運営方針	学童保育室及び放課後子ども教室に対する役割や機能、コンセプト、展望等は的確であるか。	16	12	15
2		事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になっているか。	16	12	15
3	運営の取り組み	児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅力のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室それぞれの視点が十分に考慮されているか。	16	11	16
4		「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なプログラム体験活動等を実施する計画があるか。	16	12	16
5		健康管理、基本的な生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。	16	12	14
6	児童への対応	児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。	20	14	18
7		育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切にとられているか。	20	15	18
8		発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。	20	14	18
9	学校・地域及び各関係 機関との連携	児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、学校と連携がされているか。	20	13	16
10		地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力員と連携して、具体的な事業展開が期待できるか。	20	12	18
11		児童の健全な育成に関わる足立区の関係機関の役割や情報を把握しているか。	16	11	13
12	保護者への対応	保護者への情報提供、情報共有、トラブル発生時の対応や苦情処理の取り組みがされているか。	20	15	16
13		利用者に直接意見を聴き、利用者側の視点に立って評価・改善に取り組む姿勢があるか。	20	15	16
14		保護者との日常的なコミュニケーションを円滑に進めるための工夫がなされているか。	20	14	16
15	危機管理	子どもの事故やケガの防止策、感染症対策について、十分に定められているか。	20	14	19
16		おやつ提供に関する安全面、衛生面への配慮をしているか。 また、食物アレルギーのある子どもに対して、事故防止に対する取り組みがされているか。	20	15	19
17		防犯体制や、災害時等の対応方針を明確にしているか。	16	12	16
18	個人情報	個人情報の保管や取り扱いについて具体的に定めているか。	16	14	15
19		個人情報の保護・管理に関する教育方針を持っているか。	16	14	15

項番	評価項目	評価の視点	配点	A社	(株)フココーポレーション
20	運営体制	職員の資質向上のための研修など、育成計画が定められているか。	16	14	15
21		職員にコンプライアンス（法令遵守）についての教育が図られているか。	16	14	15
22		指揮命令系統、本部との連携などについての的確に定められているか。	16	14	15
23	プレゼンテーション	説明が論理的で説得力があるか。	8	4	8
24	(区内業者加点)	区内に本店があり対象業務区域が区内である + 5 %、区内に本店があり対象業務区域が区外である + 4 %、区内に支店があり対象業務区域が区内である + 3 %、区内に支店があり対象業務区域が区外である + 2 %		—	—
総 合 計			400	297	362
特 定 結 果					特定

※ 選定委員 5 名のうち 1 名が欠席となったため、配点が 400 点となった。

【中島根小学校】

項番	評価項目	評価の視点	配点	A社	ライキッ ズ(株)	G社
1	運営方針	学童保育室及び放課後子ども教室に対する役割や機能、コンセプト、展望等は的確であるか。	20	15	19	17
2		事業者の特性・専門性、ノウハウを活用した提案内容になっているか。	20	16	18	18
3	運営の取り組み	児童の健全育成を促すために、また、児童が放課後を過ごす魅力のある場所とするために、学童保育室及び放課後子ども教室それぞれの視点が十分に考慮されているか。	20	13	19	19
4		「芸術・文化」「体験」「スポーツ」等の各分野において多彩なプログラム体験活動等を実施する計画があるか。	20	16	20	19
5		健康管理、基本的な生活習慣等の日常生活の支援及び質の向上に対する取り組みがされているか。	20	15	19	20
6	児童への対応	児童が学童保育室や放課後子ども教室を利用しやすくなるような工夫が考えられているか。	25	19	24	20
7		育成支援方針や子どもが問題行動をした場合の対処法等が適切にとられているか。	25	19	23	21
8		発達支援児等、特別な支援が必要な児童に対しての配慮について具体性があるか。	25	19	23	23
9	学校・地域及び各関係 機関との連携	児童の状況把握、より良い支援、事業の円滑な運営にあたり、学校と連携がされているか。	25	16	23	21
10		地域からより多くの事業協力員を得るための提案や事業協力員と連携して、具体的な事業展開が期待できるか。	25	14	24	21
11		児童の健全な育成に関わる足立区の関係機関の役割や情報を把握しているか。	20	13	18	18
12	保護者への対応	保護者への情報提供、情報共有、トラブル発生時の対応や苦情処理の取り組みがされているか。	25	18	22	21
13		利用者に直接意見を聴き、利用者側の視点に立って評価・改善に取り組む姿勢があるか。	25	18	22	20
14		保護者との日常的なコミュニケーションを円滑に進めるための工夫がなされているか。	25	17	21	20
15	危機管理	子どもの事故やケガの防止策、感染症対策について、十分に定められているか。	25	18	23	22
16		おやつを提供に関する安全面、衛生面への配慮をしているか。 また、食物アレルギーのある子どもに対して、事故防止に対する取り組みがされているか。	25	18	23	22
17		防犯体制や、災害時等の対応方針を明確にしているか。	20	15	20	19
18	個人情報	個人情報の保管や取り扱いについて具体的に定めているか。	20	18	19	19
19		個人情報の保護・管理に関する教育方針を持っているか。	20	18	19	18

項番	評価項目	評価の視点	配点	A社	ライキッ ズ(株)	G社
20	運営体制	職員の資質向上のための研修など、育成計画が定められているか。	20	17	19	18
21		職員にコンプライアンス（法令遵守）についての教育が図られているか。	20	17	19	19
22		指揮命令系統、本部との連携などについての的確に定められているか。	20	16	19	19
23	プレゼンテーション	説明が論理的で説得力があるか。	10	5	10	10
24	(区内業者加点)	区内に本店があり対象業務区域が区内である + 5 %、区内に本店があり対象業務区域が区外である + 4 %、区内に支店があり対象業務区域が区内である + 3 %、区内に支店があり対象業務区域が区外である + 2 %		—	—	—
総合計			500	370	466	444
特定結果					特定	